

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月2日(2024.9.2)

【公開番号】特開2024-19648(P2024-19648A)

【公開日】令和6年2月9日(2024.2.9)

【年通号数】公開公報(特許)2024-026

【出願番号】特願2023-214931(P2023-214931)

【国際特許分類】

A 47 C 7/28(2006.01)

10

B 60 N 2/68(2006.01)

B 60 N 2/70(2006.01)

【F I】

A 47 C 7/28 Z

B 60 N 2/68

B 60 N 2/70

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月23日(2024.8.23)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1方向に離間して配置された一対の対向フレームと、

前記第1方向に直交する第2方向に離間して配置され、前記一対の対向フレームを連結する一対の連結フレームと、

前記第1方向に離間して配置された一対の第1架設線材であって、前記一対の連結フレームに架設された一対の第1架設線材と、

前記一対の第1架設線材の間に前記第1方向に延びる第1補強線材と、

前記第1方向に離間して配置された板状の一対の第1樹脂部材であって、前記第1架設線材の一部と前記第1補強線材の一部を覆った状態で前記第1架設線材と前記第1補強線材を連結する一対の第1樹脂部材と、

前記一対の第1樹脂部材の間に配置された板状の第3樹脂部材と、を備え、

前記第3樹脂部材は、前記第1補強線材に連結される一対の連結部であって、一方が前記第3樹脂部材の前記第1方向の一方の端部に位置し、他方が前記第3樹脂部材の前記第1方向の他方の端部に位置する一対の連結部を有することを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記第3樹脂部材は、交差する複数のリブを有することを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記一対の第1架設線材の間に前記第1方向に延びる第2補強線材であって、前記第1補強線材から前記第2方向に離間して配置された第2補強線材を備え、

前記第3樹脂部材の前記一対の連結部を除いた部分は、着座者側から見て、前記第1補強線材と前記第2補強線材との間に配置されていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記第2補強線材の前記第1方向の端部は、前記第1補強線材の前記第1方向の端部より

50

も前記第1方向の外側に配置されていることを特徴とする請求項3に記載の乗物用シート。

【請求項5】

前記第2補強線材の一部は、着座者側から見て、前記第1架設線材の一部と重なっていることを特徴とする請求項3または請求項4に記載の乗物用シート。

【請求項6】

前記第1樹脂部材は、前記第2方向に延びる第1部分と、前記第1部分から前記第1方向の内側に向けて延びる第2部分とを有し、

前記第1補強線材の一部は、前記第2部分の前記第2方向の一方の端部に配置されていることを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の乗物用シート。

10

【請求項7】

前記連結部は、着座者側から見て、前記第1部分よりも前記第2部分の近くに配置されていることを特徴とする請求項6に記載の乗物用シート。

【請求項8】

前記第1補強線材の前記第2方向に延びる部分は、着座者側から見て、前記第1架設線材の前記第2方向に延びる部分と重なっていることを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項9】

前記第1架設線材は、前記第1方向の外側に向けて凸となる屈曲部を有し、

前記第3樹脂部材の前記第2方向の一方の端部は、前記屈曲部よりも前記第2方向の一方に配置されていることを特徴とする請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の乗物用シート。

20

【請求項10】

前記屈曲部の前記第2方向の寸法は、前記第3樹脂部材の前記第2方向の寸法よりも大きいことを特徴とする請求項9に記載の乗物用シート。

30

40

50